

議 事 日 程 （第 3 号）

平成27年 3 月 9 日（月曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 3 議案第29号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成27年度における期末
手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 4 議案第30号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第31号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第32号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第33号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 8 議案第34号 東白川村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 9 議案第35号 平成27年度東白川村一般会計予算
- 日程第10 議案第36号 平成27年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第37号 平成27年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第12 議案第38号 平成27年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第13 議案第39号 平成27年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第14 議案第40号 平成27年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第15 議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第42号 東白川村空家等の適正管理に関する条例について
- 日程第17 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1 番	今 井 美 和	2 番	今 井 美 道
3 番	桂 川 一 喜	4 番	樋 口 春 市
5 番	服 田 順 次	6 番	今 井 保 都
7 番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	松 岡 安 幸	総 務 課 長	安 江 宏

会計管理者	安江 誠	村民課長	小池 毅
産業建設課長	樋口 章久	教育課長	伊藤 保夫
国保診療所 事務局長	安江 良浩	監査委員	安江 正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井 修輔
-------------	-------

◎開議の宣告

○議長（服田順次君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番 今井保都君、7番 安江祐策君を指名します。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、5日に引き続き、新年度予算の全協質疑に入ってください。以上です。

午前9時36分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第28号から議案第41号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

上程中の日程第2、議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第15、議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

新年度予算の中で、特に高齢者サロンにつきましては、村長の公約でもございますし、特に思い入れの強い事業の一つだと思います。ぜひとも時間をかけて、じっくりと村民の皆さん方に御利用いただける、後に非常に無駄な施設にならないように検討をしていただきたいと思いますので、村長の思いを一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

高齢者サロンにつきましては、議員御指摘のとおり、村民が求める施設であるという認識で計画をさせていただいたところでございます。総合計画にうたいましたように、75歳までは元気で、75歳を過ぎても元気で過ごしていただきたい、そういった方々が使いやすくて意義があって、そして多方面に利用できる、そういった施設に心がけていきたいと思っております。

予算段階で大変申しわけありませんが、まだ運用の全てのこととか、もちろん設計のほうもまだ繰り越しということにしましたので結論は出ておらんわけですが、一番大事なのは使い勝手といたしますか、求められる施設にしたいと、こういうふうを考えております。

世代間の交流ができる施設、これも一つのキーワードでございますし、前ほど言うておりましたように、福祉避難所としての機能を持たせて、台風の折あるいは大雨の折、こういったときにお年寄りが近いところで安心して一晩を過ごせられる、こういう機能を持たせた施設にしたい、そういう意味では、地域的にも災害的に見ても安全な場所につくっていききたいと、こういうふうに思います。

そのほか、古くなってきた施設の代替機能を求める施設もありますので、今回、いろいろな施設の見直しというのもそろそろ取りかかる時期になってきておまして、そういったことも兼ね合いしながら、3年間かけて3カ所に整備をするとしたのは、そういった観点もございました。

確かにたくさんの投資をしますので、将来にわたってやってよかったという事業にするよう鋭意努力をし、また皆様の御意見をしっかりと聞いていきますので、よろしくお願いをします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

農林業に関して、補助金についてお伺いをいたします。

森林組合について、間伐材の引き出す費用ということで500万円、新世紀工房等には農業サポートの機械整備費補助金ということで400万ほどという計上がありますが、この件につきましては、全協のほうで細部について御説明いただきましたので詳細の御返答は結構ですが、これにつきましては同じことを組合等に加入していなくて、個人あるいはほかの研究グループ団体などで農業や林業について活動してみえる方もあるわけなんです、そういった方にこれから農業を進めていただくという観点において、そういった方にも補助が多少あるということもこれから必要ではないかと思っておりますので、森林組合、とりあえず今、新世紀工房2点の補助金についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

制度の内容は全協でお話をしたとおりでございますが、いずれにしても、山と農地を守るために

今一番必要なところはどこかということで、要望もいただいたこともあって、間伐材の搬出補助、そして新世紀の場合は多くの農家が利用している農業サポート部門の機械更新について、村がある程度調整をしていく必要があると判断しての調整制度でございます。

今御指摘のように、ほかにもいろんな団体があったり、あるいは個人で努力してみえる、こういった形がございます。これは総合的に判断して、中山間地域等直接支払制度とか、そういった制度を使いながら、また御相談に応じながらやっていきたいなと思います。

あと、いろんな意味では、米だけでなく、お茶も当然視野に入れたいといけませんし、新しい、お茶にかわる、お茶をやめるというわけではないですけど、ある程度面積が減っていく可能性がありますので、その後はどうしていくかということが、これからの農政上の大事な課題ということで、そういったことに対する研究も進める必要があると思っています。そういったときには、先行投資を勇気を持ってやっていく必要もあろうかなと思います。

失敗を恐れず、しかし、村民の皆様方がこの地で農地を守っていく、山を守っていくために何が必要かしっかり見きわめて、助成なり、まあ行政がやることは助成なり、援助なり、技術をお教えると、こういったことになろうかと思っておりますので、お金だけでなく、いろんな面でサポートしていく、こういうつもりでおります。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

せんだってから一般質問でも申し上げましたように、中央とのパイプを強化するに当たって、中央が持っている思いの一つに広域連携を図って、きちんと小さい地域だけじゃなくて、大きい地域としても伸びて行ってほしいという思いが伝わってきたり、指示等にもあったり、補助金の制度の中にもそれが含まれている部分があります。

それで、お伺いしますけれども、みのかも定住自立圏につきましての今年度における特に力を入れておきたい部分、それから伸ばしていきたい部分、それから広域連携という意味における定住自立圏という制度がどのように活用されていくかについてのお返事をいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

定住自立圏の事業については新しい年度に入るとということで、今回、東白川村ではR41の事業に取り組むと。これは3年間で調査・研究も含めてやるということで決めたわけでございます。

このことについては、何回も担当者会議あるいは課長会議等で検討されてきたことで、これを進めるということは間違いないわけですが、私の思いとしては、実は美濃加茂市長も先般市町村長を対象に新年度事業の説明をされたわけですが、ほかの定住自立圏ではもっといろいろやっているよ

ということは認識をしてみえて、このどれが足りないのは美濃加茂市の責任ですとはっきりとおっしゃいました。これはどういう意味かということ、例えばこの前に聞かれた高橋さんのお話でも、消防から何から医療からやっていたという事例もあるわけで、そのことがちょっと私どもは美濃加茂市さんに対してもっと意見を言っていけないかんやろうかというような思いを、公式ではないですが、お話ししたことがあったと思います。そのことも受けての答えではなかったかなあとと思います。

今後、この決めてしまった事業だけでなく、定住自立圏については、いわゆる連携というキーワードのもと、事業展開をしっかりとしていきたいと、それが中心都市としての役割だということをお話をされました。これに期待をするところもありますし、我々も美濃加茂市あるいは名古屋市を対象とした経済活動の中で、一緒にやれることはいつもアンテナを張ってこの事業に乗せていけば、財源的措置がかなり大きいものですから、有効な事業として捉えていきたいと、このように考えております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

国保診療所の特別会計について、ちょっとお伺いしたいんですが、来年度900万の利用者による減額を計上してみえて、繰入金ということで一般会計から6,600万ほどの繰り入れをされるわけですが、繰り入れについては昨年度よりは減ってはいるんですけど、一概には言えないかもしれないんですけど、一般会計からこれだけ繰り入れるということは、やはり村民の税金なり、そういったものを含んだものがここに入るということで、利用者が減るとということは、病院ということを考えれば健康第一なのでいいかと思うんですが、この中にはやっぱり病院の選択肢として減っているという部分が必ず出てくると思いますので、この辺、利用者をどう、東白川の診療所をこれからもっと利用していただくか、村民のお金が入っているということにおいて、どうこれから、プラスという言い方がおかしいですけど、村民の利用度を高めるという意味について、村長はどうされていくのかという点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

診療所の経営といいますか事業運営については、かねてからいろんな議論がされておって、これも大事な大事な政策課題であると思っております。

村民の方が使い勝手がいい診療所で、本当に安心して自分の健康を任せられる国保診療所、これが理想の姿だと思います。それを求めて職員の意識改革、そして、少しでも診療体制として使い勝手をよくしたいと、こういう形で努力をしていかないかと思っています。

ただ、診療科においては専門化が進みまして、ちょっと高度な医療を受けようと思うと、どうし

でも診療所じゃなくなると、こういった傾向も否めないところがあって、一部そういうことで利用者減の傾向もあるのかなということもあります。

通院支援、それから毎日毎日が改革であるよということで、患者さんの目線で、患者さんのためになる診療所であるべきということを職員に徹底していくことと同時に、医師の確保、これは自治医科大学の卒業医師を1人確保しての今までの診療体制でございますので、これがないと一人診療所になってしまうと、保健の部門、検診の部分、こういったところがぐっと制約をされてきますので、そこら辺は行政の責任でございますので、しっかりと県とのパイプをつなぎながら医師確保を努力したいと。

もう1点、課題としては、総合計画に掲げましたように、施設の老朽化に伴い、あるいは老人施設の新しい建設も含めて検討をしていくということにしておりますので、これに向けての活動が27年から始まると、こういうふうに思っております。そのときに、適正規模の診療所というのを、やっぱりしっかり踏まえて設計あるいは体制をつくらないといけないと思っています。

特に、職員の高齢化というのも一つの課題になっていまして、先ほど全協でも奨学金の話の中に出ましたんですけど、若い医療従事者あるいは福祉従事者、こういった人たちが果たして東白川でどれだけ確保できるかというのは、課題になってくるのは目に見えておりまして、そのことに対する対策もとっていかないかと。

本当に問題が山積でございますけど、ずうっと続けてまいりました国保診療所、病院から診療所へ変わった、村内単独で医療施設を持つという強みを村づくりの中に生かされるように一丸となってやっていきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

村長さんにちょっとお聞きしたい、職員の評価についてお聞きしたいと思います。

先般、国会のほうで衆議院の予算委員会の中でも、それはあくまで国家公務員の関係でございますけれども、そうしたことが議題になり討論をされておりました。

いわゆる、こうした地方の地方公務員は、国家公務員とはある程度違いますが、先般も村のほうの職員の給与改定やら特別職等を補正のほうでやったわけでございますけれども、村長さんは間もなく1年がたとうとしていますし、今回、機構改革で課のほうも異動があり、また、この4月1日付で職員の異動もあるかと思いますが、村長さんはこれから職員に対しての評価ということで、能力的な形で評価されていくのか、業績で評価、それぞれの職員個人個人を評価されていくのかということを、まずお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

はい、村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

職員の評価を能力で評価するのか、実績で評価するのか、大変難しい質問だと思います。というのは、やはり両方相まっつての評価をしっかりとできるように、客観的に評価をできるように、みんなが納得できる評価にすべきであって、どんなことをやっても成績だけ上がればいいやないかと、こういう考えでも全体の奉仕者である公務員にとってふさわしくないという観点は持っております。また、一生懸命に勉強だけしておれば、どんどん成績が上がって評価が上がると、こういうふうでもまずいと思います。

そういう意味では、26年に研修の義務化といいますか、ポイント制とか、それからボランティアへの評価制とか、そういうのを取っかかりとして始めたわけで、その評価に基づいて昇給やら成績に反映すると、こういうシステムをようやくつくり上げたというところでございます。

まだまだ完璧ではないので、これからいろいろ評価の仕方とかは変えていきますが、基本的に今の御質問にお答えするならば、しっかりとした評価を行い、能力のある職員を育てないと地域間競争に負けるよという意識、これが大事であって、先ほど来、中央とのつながり云々、それから営業の話等も出ておまして、それぞれ得意の分野というのがありますが、若いうちはやはりいろんなことを経験して人間形成を豊かにしていかないと、一番働きどころになったところでその力が発揮できないということもあります。

職員の40年とかいう人生を預かる一つの働き場所として、あるいは全体の奉仕者として公務員の立場として、しっかりとその辺をトップである私が方向を示して職員に勉強してもらい、働いてもらう、こういう村になりたいと思っております。まだまだ道半ばでございますけど、思いはそういうふうにして、これからの業務に当たらせたい、あるいはやってもらいたいと思っております。

最近の例でいいますと、毎週月曜日に、今課長が順番にやっておりますけど、1分間スピーチというのを初めまして、人の前でしゃべること、自分の思いを上手に伝えられる、これの訓練ということで課長が率先して始めておってくれまして、これが週1回ありますので、だんだん若い人たちにも、最近読んだ本はこんなことを感じましたとか、どこどこでこういう人と会ってこういうことを思いましたとか、そんな話をしてくれるということになりますけど、これも今までになかったことで朝礼の改革ということで、職員からの発案で始めたことであります。

これ、私もやりたいなあと思っていたことを、私がやりたいと思っていたことを職員が言ってくると、これは最高のパターンでございまして、余りトップダウンではなくて、じっくり待つ姿勢も必要ですので、いろいろな面で考えながらやっておるところなんですけど、職員の資質を向上し、少ない人数で効率が上がって、話がいろいろ長くなりますけど、将来は事業評価を受けて、スクラップ・アンド・ビルドで、この事業をやったけれども、成果は上がったし、これ以上やっても効果がこれ以上伸びることはない判断したものはやめるという勇気もないと、財源に限りがある村がいろいろなことをやろうと思うと膨らむ一方で、結局、財政バランスが悪くなるので、その辺のバランスもとりながら今後村政をやっていきたくて、こういうふうを考えております。

○議長（服田順次君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

27年度予算につきましては、ソフト事業、それからハード事業、それからまた新しい事業と、私個人的にはバランスも本当によくとれた予算だと認識をしております。

その中で、人口対策推進事業でございますが、人口対策事業といってもなかなかこの自治体もこれに真剣に取り組んでも、なかなか的を射た対策がないわけですが、そんな中で、村には助成金、出産祝い金、結婚祝い金と、ソフト事業で子育て支援のためにはこういった予算ができております。

そういうわけで新しくつくりました結婚推進対策事業ですか、これ、何年か前にもこの事業を立ち上げて、なかなか成果が上がらずに消滅したようなこともございました。

私は、今回こういった事業を本当に地道にやれば、少しでも村の人口対策になると思っておりますので、ぜひこういった事業を進めるに当たって、プライバシーを有するとか、個人情報、その他いろんな制約の中で内密にというかやっつけていかなければならないと思うんですが、行政の中でやっていると、どうしても窮屈というか、やっぱり個人的なことと言えないこともありますので、こういった事業は特にどこか別の部屋とか、本当に適した場所を設けていただき、例えばフォレストスタイル事業が使ってありました住宅の展示場の跡地なんかは静かな環境の場所で、ああいう住宅もまだまだ今どういう設備になっているのか、ちょっと私も現場を見ていませんけど、一応はフォレストスタイル事業をしておりますので、こういった建物を有効に使って、静かな環境の中で、今申し上げましたプライバシーとかいろんな問題がありますので、そういったところで取り組んでもらうとよく成果が上がるんじゃないかなあと思っております。

それから、村長に全協でお聞きしました、村営住宅につきましては、やはり人口対策の中で住宅というのは一番のものになりますので、私たちも今度村に住宅できるんけとかいろんなことを聞かれたときに、今のところちょっとまあと言って、そういう返事しかできませんので、村長はちょっと言葉を濁したというか、検討するということでおっしゃっていましたが、やっぱり総合計画にもちゃんと載っておりますので、しっかりと私たちにも説明をしていただいて、私たちもそれをまた皆さんにPRとかいろいろしたいと思っておりますので、その辺の村長の考えを一段とまたお聞きをします。

○議長（服田順次君）

はい、村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まずは人口対策結婚推進事業、これは推進委員という方をこれから募集をして委嘱をして、その人にいわば成功報酬を初めて用意をしたと、これは村民の方々からいろいろ提案をいただいたこともあって、起業の是非はありますけれども、行うことでございます。やってみなきやわからない部

分というのはあろうかと思いますが、結婚を組み合わせ、カップリングするのに行政も力を出していかなきゃいけない、そういうことで事業を組み立てました。従来続いておりますものを直営でやるということで組み立てておりますので、また御指導いただきたいと思います。

その中で、旧見晴らしの宿、ここの活用についても御提言をいただきました。あそこは今のところ、フォレストスタイル事業事務局が下において風通しをよくするというか、いろんなやりとりがすぐできるように、こういうことで下へおろしましたけれども、例えばそういった関連のお施主様との商談ですとか、それから、いろんな先ほど話題になりました都市部の企業関係者との面談、こういったことに建物を使っていくような感じで今思っております。

宿泊施設にするかと検討しましたんですけど、設備もかなりお金がかかるということもありますので、いましばらくはそういった形で使っていきたいと、いわば名前をつけるならばゲストハウスというか、いろんな役場で相談するなどのときにはあそこで集まって相談をしていただく、こんな施設にしていきたいと思っております。

それから、住宅政策については、先日の全協でお答えしましたように、現在のところ建てる、五加地区の1棟は来年、28という思いでありますけれども、それ以外のものについては1回建設計画をしっかりと定めるよということで、そのときにはしっかりとした計画を進めます。

もう1点、この3月の時期というのは非常に流動的な時期であって、ある程度予定をしておかなきゃいけない先生の異動だとか医師の異動とか、さっきの地域おこし協力隊の異動とか、そういうこともあって今いっぱいいっぱいの状態なんですけど、これが過ぎますと大体わかってきて、何部屋あいておるよとかいうのがはっきりしてきますので、それは村民の皆さんにもすぐにお知らせをしていけるかと思いますが、まだ人事異動等が発表の段階ではないので、現時点ではちょっと何部屋か手当てをしているという状況なんです。

もう1つは、老朽化した村営住宅を壊して新しいものをどこかに建てるか、これが先ほど言いました、しっかりとした計画あるいは用地の確保も含めてやらないかんかなと思っております。

もう1件は、古民家の活用ということも、非常にこれからは村なりが人間を圧迫しないことに注意をしがてら、人間というのは不動産業ですね、情報収集をして、もし村が取得をしてリフォームして貸せられるなら、あるいは買っていただけるならリフォーム住宅としてのあっせんも視野には入れながら、古民家の活用も視野に入れて住宅対策をやりたいと思います。以上です。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは予算の組み立てについての質問になります。

今回、保育園の保育料を無料にするということで、事実上400万ほどの動きがある大きな予算の変革だと思います。

ただし、これって歳入にしか数字が上がってこなくて、なかなか村民に伝えるときに、歳出の場合は意外とよく宣伝されてあれですけど、こういう歳入の場合ですと、当事者は当然実感をされるとは思いますけど、せつかく400万もの、これは歳入の減ですので、この表現で正しいかどうかわかりませんが、400万ものお金を使っておいた割には歳入にしか上ってこない、このような事業についての今後の広報のあり方でありますとか、せつかくの400万を失うという失う、もしくは逆に言うと400万を一般財源で使うといえば使うということになりますので、それをしっかりと意味のあるものとして、村の中に、当事者以外の人にもしっかりと広報していくような方法だけをお考えかどうかをお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

村の子育て支援というのは、今回新たに打ち出した政策でもありますけれども、実はかなりの高いレベルにあると思います。例えば、通学支援であったり、それから下宿する人への支援であったり、あるいは医療費の無料化、そういったことは実は村民の皆さんは、今議員御指摘のとおり余り知らないと、これは今までの反省でありまして、今度子育て支援係を独立させたのも、実はこの村の子育てに関するしっかりとした政策、どこへ相談すればこれを受けられますよという、こういったパンフレットもしっかりつくらせて、これを村外にアピールしないと、このことによって定住自立をふやしたいという一つの政策の思いにつながらないわけでありまして、そういう意味では、今議員御指摘の保育料が3歳児以上無料ですと、これも大きな一つの宣伝の文句でありますので、これらはしっかりと広報して、村民の皆さんはもとより、村外にもある意味アピールしていけるような方法をとりたいと、そのためにはこの係でしっかり情報を管理してやっていきたいと、ワンストップで相談ができる窓口をつくるという意味でも、係として独立させた趣旨はそこにありますので、御理解をいただきたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

今の3番議員に付随してですが、今度は教育長にお伺いします。

今回、保育料が3歳児以上無料化になるということに関して、たしか23年には無料じゃなくて減額したと思います。そのときに、岐阜県で一番安い保育料ということでも有名になりました。それで、そのときに、今は2つしかない村の白川村から、たしか教育委員会の関係、それから保育園関係でこの村へ視察に見えたと思います。

そういうこともあって、非常にあのときは岐阜県下でもかなりの安い保育料ということでも有名になったというか、いい意味で大変喜ばしいことであったということをおぼろげに記憶しておりますけれども、今回また3歳児以上無料化になったということは、岐阜県は今42市町村ありますけれども、無

料化にしているところがあるかということと、そして3番議員が先ほど質問された、特に今、保育園へお子さんを出してみえる保護者の方、それから今後保育園へ出していかれる方、そうした保護者の皆さんへの説明というものを今後どのような形でされるかということと、ただ単に保育料が安くなったのでということで、保護者の皆さん方は確かに喜んでもらっては困るということを思います。

そうした意味も含めて、そうした保護者の皆さん方への質問をどのような形で行われるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

まず、最初の御質問の、こういった無料化する施策をほかの市町村で云々という部分ですけれども、全く新しい部分の最新情報というのを確認しておりませんのであれですが、議会が始まります前に県内等で無料化しておるところはまずなかったというふうに思っています。全国では一、二ありまして、その参考例は四国ですとか、たまたまのところがあったように記憶をいたしております。

今回、同じこのタイミングで行っておる議会を経て、多分近隣市町村でそういったところが一、二例出てくるのかなあという思いでおりますので、無料化の状況についてはそういったことかというふうに思っております。

それから、2つ目の、さまざまな子育て支援施策を関連をします方々にどのように説明をしながら、あるいはどういった趣旨を大事にさせていただかないかという一番の部分ということも、私も村長さんとそういったところを大事にせないかなあということをお話合っておるところでございます。

今回の保育料の無料化につきましても、一定の手续としまして、保護者の方々に、本来保育料はかかり得るものですよということの中で無料化をやっていくので、その他のいろいろな子育てについて、さらに頑張ってくださいねというメッセージが送れるような形をとる必要があろうかと思っております。

したがいまして、今回の無料化も一旦は所得に応じた保育料の通知を各保護者さんにさせていただいて、受け取った方々が村の制度に従って保育料の無料化の申請をしていただく、こういった手続を一旦やることによって、東白川に行くとか何でもかんでも保育料がただやったぞということで済むのではなくて、本来これだけかかるんやけれども、無料化になるでありがたいねえ、そのことをほかにどうやって役立てていこうか、こんなふうにつながっていくことも大事かなあと思っておりますので、そういったところを卒園式や入園式や、さまざまなところで私や村長の挨拶の言葉もそうですし、またいろんなところで議員の皆様もお出になる機会があろうかと思えます。室長、園長はもとよりですけれども、そういった趣旨やとか、構築の理由を大事にしながら、若いお嫁さんを含めてPRをしていけたらなあと思っております。

こういったことは、今の保育料だけにとどまらずに、子育て支援策全てに言えることだというふ

うに思っておりますので、そういったことを大事にしながら、子育ての意味は子育てをする親御さんにとっても有益でなければいけませんけれども、子供さん当人にとってもいいものでなければいけない、子供にとってもいいし、親御さんにとってもいいというのが子育てだと思っておりますので、そういったところを大事にした事業展開にさせていただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これから賛成討論を行います。

平成27年度の予算に対して、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の予算を一言で言いあらわすとしたら、攻めと守りのバランスのとれた予算であると表現したいと思えます。

攻めとは、村が今後発展していくために、外へ外へとその腕を伸ばしていく、そんな意味を持った予算のことです。今回の予算ですと、みなとモデル森と水ネットワーク会議事業でありますとか、集落営農推進事業、村内産品販売促進事業などがその例ではないかと思えます。

しかしながら、前々から申し上げておりますように、ただ単に何かを掴みとろうとして腕を伸ばすだけでしたら、そのうちにバランスを崩してよろめいたり、ふらついたり、ひどいときには倒れてしまったりします。

そこで、守りが必要となるわけです。住民の足元をじっくりと固めるための予算がそれに当たります。一般廃棄物対策事業、高齢者交流サロン整備事業、子育て支援総合推進事業などが印象に残ります。住民をしっかりと支えた上で外へ向かって手を広げる、そんなバランスのよさを感じることができる本予算だと思えました。

ただ、バランスのよさが目立つだけに、全体としてはまだまだパンチが弱い感じがします。軸足に重心がしっかりと乗った今回の予算を鑑みますと、その分これから思い切った攻めの戦略も大いに期待できると信じます。そして、より強い攻めをするために、ますます足場固めにも力を注いでもらえるものと期待します。

今回の議会を通じて感じることは、質問をするとしっかりと解答が返ってくる、そんな手応えです。細部説明はもちろんのことですが、目的や理由がしっかりと説明される、そんな安心感がありました。ただ、逆に言うと、質問をして初めて理解できる点も多く、最初の説明が足りないのだとも言えます。

そのほかにも、税金を無駄にしたくない、できるだけ多くの村民のために使いたい、その思いが強いがために1つの事業に多くのものを詰め込み過ぎて、結果として村民に本来の意図が伝わりにくい、そんな点も多く感じられました。

今後の課題として、住民の理解を得るためにも広報や説明がもっと重要であることを提言しながらも、実際の内容については十分理解、同意できるものとして、27年度予算の賛成討論といたします。

○議長（服田順次君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件について、新年度予算関連として一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

[賛成者起立]

全員起立です。したがって、議案第28号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第41号 平成27年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの14件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第16、議案第42号 東白川村空家等の適正管理に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第42号 東白川村空家等の適正管理に関する条例について。東白川村空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり提出する。平成27年3月9日提出、東白川村長。

東白川村空家等の適正管理に関する条例。

第1条、目的。この条例は、空家等の適切な管理及び活用促進を図るため、村及び所有者等の責務を明らかにするとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法第4条の規定に基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する措置について、必要な事項を定めることにより、防災、

防犯、衛生、景観等の村民の生活環境を保全し、もって魅力ある美しい村づくりの推進に寄与することを目的とする。

第2条につきましては、定義ということで、必要な用語を明らかにするために設けております。

第2条、定義。この条例において「空家等」とは、村内に存する建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除く。

第2項、この条例において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第3条、当事者間における解決の原則。特定空家等に関し、生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

第4条、所有者等の責務。責務を4条から6条で明らかにしております。

まず、当事者の責務ということで、第4条、空家等の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、みずからの責任において空家等の適切な管理を行うものとし、当該空家等は管理不全な状態にあるときは直ちに当該管理不全な状態を解消しなければならない。

第2項、所有者等は、みずから使用する見込みのない空家等を有効活用するよう努めるものとする。

第5条で、村民の役割。村民は特定空家等の増加防止を図るため、それぞれが協力し、または一人一人が主体的に安全で良好な生活環境の確保に努めるとともに、村がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第2項、特定空家等であると疑われる空家等を発見した村民は、速やかに村にその情報を提供するように努めるものとする。

村の責務、第6条。村は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる事項を実施するものとする。

第1号、空家等の適正な管理及び管理不全な状態になることの防止に係る啓発に関すること。

第2号、特定空家等の改善を図るための必要な措置に関すること。

第3号、活用可能な空家等についての有効活用の促進に関すること。

第7条では、特定空家等の認定についてでございます。

第7条、村長は空家等に関し、第5条第2項の情報提供を受けたときは、または特定空家等であると疑われるときは、第18条第1項の規定による調査を行い、当該空家等が現に特定空家等であると認めるときは、特定空家等として認定するものとする。

助言・指導、第8条。村長は前条の規定により、認定した特定空家等の所有者等に、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置

(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次条において同じ。)をとるよう助言または指導をすることができる。

第9条、勧告。村長は前条の規定による助言または指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言または指導を受けた者に対し、当面の猶予期限をつけて、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

第10条、命令等。村長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限をつけて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

第2項、村長は緊急の必要があつて前2条に定める手続によることができない場合に限り、これらの手続によらないで空家等の所有者等に対し、期限を定めて必要な対策を講ずるよう命ずることができる。

第3項、村長は前2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該命令を受けべき所有者等に対し、東白川村行政手続条例第27条から第29条までに規定する方法により、書面による弁明の機会を与え、当該弁明に理由がないと認められる場合は当該命令をするものとする。

第11条、公表。村長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

第1号、命令に従わない者の住所、氏名、法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名。

第2号、命令の対象である空家等の所在地。

第3号、命令の内容。

第4号、その他村長が必要と認める事項。

第2項、前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

代執行等、第12条。村長は前条第1項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、または履行しても同項の期限までに完了する見込みがないとき、行政代執行法の定めるところに従い、みずから所有者等のなすべき行為をし、または第3者をしてこれをなさしめ、その費用を所有者等から徴収することができる。

第13条、緊急安全措置。村長は空家等の状態に起因して、人の生命、身体または財産に危害が及ぶことを回避するため、緊急の必要があると認めるときは、所有者等の負担においてこれを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

第2項、村長は前項の措置を講ずるときは、所有者等を確認することができない場合を除き、あらかじめ所有者等に通知をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

第3項、村長は第1項の措置を講じたとき、その費用を所有者等から徴収することができる。

第14条、所有者等による空家等の適切な管理の促進。村は空家等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言、その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

第15条、関係機関との連携。村は特定空家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、警察、その他関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

第16条、専門的知識を有する者から意見聴取をする場合。

第16条、村長は、第10条の規定による命令または第12条の規定による代執行をしようとする場合において、その空家等の管理不全の状態等について、専門的な見地から客観的に判断するため、必要と認めるときは専門的知識を有する者の意見を聞くことができる。

第17条、空家等の所有者等に関する情報利用等。村長は、固定資産税の課税、その他事務のために利用する目的で、保有する情報であつて、空家等の所有者等またはその連絡先を確知するために有用なものについては、東白川村情報公開及び個人情報保護に関する条例第18条第1項の規定にかかわらず、個人情報を利用し、または他の実施機関に対し、個人情報の提供を求めることができる。

第2項、村長は法第10条第3項の規定により、関係する地方公共団体の長、その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し、必要な情報の提供を求めることができる。

立入調査等、第18条。村長は、村内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査、その他空家等に関し、この条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

第2項、村長は第10条、第11条及び第12条、命令、公表、それから代執行になりますが、第1項の規定の施行に必要な限度において、当該職員または委任した者に空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

第3項、村長は、前項の規定により当該職員またはその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

第4項、村長は、第2項の規定により当該職員またはその委任した者を必要な場所に立ち入らせようとする場合で必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者、その他必要な者を同行させ、意見を求めることができる。

第5項、第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第6項、前2項による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

委任、第19条。この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附則、この条例は平成27年4月1日から施行するということとございます。

条例の構成としましては、第1条に目的を、第2条に定義を、それから当事者間の責務を第3条に、4条から6条に責務、役割について、所有者の責務、村民の責務、村の責務を定め、7条から

15条で施策等、とる措置等について定めております。特定空家等については第7条で、助言・指導については第8条について、勧告については第9条、命令については第10条に定め、11条で公表等について、それから12条で代執行、強制執行のことを、13条でやむを得ない場合の最小限の措置等について、それから14条で村が行える支援について、それから15条で関係機関への連携というようなことで消防、警察等への協力要請、16条で立入検査等に専門的知識を有する者から意見を聴取することができる規定を設けております。17条で情報の提供をほかの市町村にまで求めることができるような内容にしております。18条で立入調査等について定めております。

なお、この条例の作成に当たっては、制定しております市町村は350ほどございますので、それを参考にさせていただきながら作成をさせていただいております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

2番 今井美道君。

○2番（今井美道君）

追加提出ということで提出いただいたわけなんですけれども、4月1日からの施行を目指されて、なぜ追加になったのかということと、4月1日から施行したいという条例の制定の前提の部分ですね、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

はい、総務課長。

○総務課長（安江 宏君）

条例の作成に当たって、新年度に間に合うように努めておりましたが、十分準備が整いませんでした。その間、成功事例を調べさせていただきながら内容を精査させていただき、追加議案として上げていただくような段取りにさせていただきました。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

はい、1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

単純なことなんですけど、空家等とか所有者等とか、等というのは、意味がほかにもありますということなのか、空家のほかに何か出てくるおそれがあるからなのか。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

説明不足で申しわけないですが、例えば空家等の場合の解釈ですが、村内に存在する建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住、その他に使用がなされていないことが常態であるもの

及び敷地も含んでおりますので、等という御理解をいただきたいと思います。例えば、空家等ではと複数ありますよという意味です。

○議長（服田順次君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一応350の例があったと言われたので、穴がないであろうと思って、とりあえず質問をしていきます。

まず、4条につきましては、まず空家が特定空家にならないようにしましょうということが書いてあると思います。ですので、所有者は決して特定空家にならないようにしましょうということがうたってあります。そこになければならないと書いてあったり、直ちにつけて書いてあったりして、かなり結構厳しい状態でありますので、所有者であれば特定空家になってはいけないって書いてあるようなもんです。

問題は第5条の第2項で、第三者が見つけた場合、これ最初僕、所有者が見つけてもいいかと思ったけど、所有者が申告したら条例違反になってしまいますので、所有者は管理できていますと言い張らないかんで、第三者が、これ、特定空家やないのと言って、ここも結構厳しくて、速やかに努めるものとするとして書いてあるんで、割となければならないまではいきませんが、結構かなり厳しい勢いで村に申告してくれます。

そして、そこで7条ですね。7条は、今度申告があるとどうなるかというところ、問題は、先ほど4条はあんまり厳しいのにもかかわらず、村は申告があった場合、認定するものとするというところで、特に急げとも書いてないし、なければならぬとも書いてありませんので、これって今の段階で聞いてちゃっていいのかわかりませんが、どうなさるおつもりですかということをお伺いしたいと思います。

申告があった場合、第5条の第2項における情報提供を受けたときには、村はどうするつもりというのが、この条文から読み取ればいいんですか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

適用についての御質問ということで、これは御案内のとおり、国のほうの空家等対策に関する特別措置法を受けて、市町村がそのことを実際にやれるようにするための条例ということでございます。

今の話、どうするんやということなんですが、これについては、まだ始まったばかりというか、条例をつくっておる段階でしたので、実例がないわけなんですけど、当然上がってききましたら周辺調査、聞き取り調査、そういったことをして、本当に危ないんだらうと、これは何とかしなきゃい

けないんだらうという状況で村長が判断をするということになっていますので、先行でやっている市町村の状況もあるかと思いますが、何よりもその地域ごとの問題があって、例を挙げるとごみ屋敷になってしまっておったり、あるいは衛生上というのはそういう意味でございますし、台風が来たら潰れてほかの財産を侵害するよと、こういうのは大体わかるわけでありまして、こういったものについては措置ができるようになったということです。

ただ、一番難しいのは、行政代執行の規定も入ったわけですが、罰則がないということもありますし、それから行政代執行をしたときの費用を必ず取りなさいよと条例でうたっておりますので、これが取れるかどうかという判断も非常に大事なことになってきます。

当然、例えば壊すというようなことになりますと、かなりの費用がかかるわけです。それを一個人、多分個人ですよ、個人なり特定の人が持っているものを代執行で壊すということについて、かなり重要な判断をしなければいけないということになってまいります。

今まではこういったこともなしで来られた村の姿があったかと思いますが、昨今の状況ではこういったことに対する対策も立てていかないかんだらうということで、実は今年の集落座談会等であらうといった提案もあつたりして、周辺市町村、既に着手したところもありまして、私のほうの指示で研究せよということにしておつた議案がやつと上がってきたというところでございます。

追加提出は、資料のつくり方とかいろいろございまして御迷惑をかけましたが、お認めいただければ厳正な執行に努めたいと。何でもかんでも指定してどんどん代執行をかけていくというものでもありませんが、実際、現状でどれだけの迷惑がかかっておつて、どれだけこれは危ないんだらうというようなことを第三者的に判断すれば、おのずから答えは出るだらうと。これを強権で誰かに頼まれてやるとか、こういうことが絶対あつてはならない、これは公的執行機関としての当然のスタンスであらうかと思つています。誰が見ても納得できて、これは危ないからやりましようよという状況で指定が恐らくされるであらうと、こういうふうを考えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

村長の説明はよくわかりやすかつたのですが、実は僕、この質問をした理由がはっきりしまして、要するにこれを全部解説をすると時間がかかるので後で読んでもらいたいんですけど、この条例を見ますと、空家のうちは村が援助できます。特定空家になった途端に、ほとんど援助してはならない、要は所有者の責任を持って何かしなきゃいけない。

何でかという、さっき言つたように、所有者はもともと特定空家にしちゃいけないというところが前提になっていますので、特定空家になってしまうと、もう代執行まで行かなくちゃいけない。それで、今村長がおっしゃつたように、代執行まで行つてしまうと、本来は所有者が返さないといけないことが前提になっています。

ここで皆さん、13条と14条をよく見ていただくとわかるんですけど、13条はちょっと微妙なんで

すけど、空家がもし人とか財産に及ぼすときには、所有者等の負担において回避するための措置を村がやるということになっています。ただし、終わった時点で、すぐさま所有者からお金を取りなさいと書いてあります。ここはまあいいでしょう。さっきの代執行に準ずる状態です。

問題は14条です。14条をよく読んでみると、最後に、所有者が空家等の管理を促進するために、いろいろありますけれども、1カ所だけ、必要な援助を行うように努めるものとして書いてありますんで、ここで唯一村がお助けできるという条文です。

これは、ただし、空家のうちだけです。特定空家になった瞬間から、この条文で救ってもらうことができなくなりますので、僕、この条文をさっき説明したのは、この条文が今回完成してしまいましたら、くれぐれも特定空家にならないように、あらかじめ前倒して村が手だてを行っていかないと、一切救済措置がなくなってしまうです。

それから、もう1個、住民からあれ特定空家じゃないのともし突っ込まれてしまうと、先ほど僕が言いましたように、もう今さらさかのぼって村が管理しなさいという命令を出すこと自体がどうも危ないかなあと思いますので、この条例ができました以上は、村はどっちにするかというのを早目に判断して、救うのか壊すのかということをお早目に判断しないと何もできなくなって、とにかくどんな古い空家でも本人の責任でないと壊してもらえなくなってしまいますので、御注意願いたいということをおこの条文から僕は読み取りましたので、今の時点で返事をいただければちゃんとした回答をいただきたいですし、もう少しこの条例ができた後も、きちんとこの条例にのっとってやっていくということを住民、役場みんなで頑張っていけたらということをお提案しますが、今の場合は質問にかえさせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この条例の目的にありますように、そうならないために条例をつくって美しい村でありたいと、こういうふうに書いてございます。

この美しい村というところは東白川村独自の条文でございまして、先般の全員協議会でも空家対策のこともありました。確かにふえておりますし、それから放っておくと大変なことになろうというような状況のものもありますので、今3番議員がおっしゃったように、この美しい村であって、なおかつ、せっかく使えるものをそのまま放っておくんじゃなくて、いろんな適切な助言を行う。その助言、援助というところが金銭的なものじゃなくて、情報を引っ張り出して、どこかに借りていただく方がいないか、あるいはさっきちょっと言いましたけれども、民間の不動産業者さんにあっせん、やっていただけるならそれはそれでいいでしょうし、もし、どうしてもそういうことにならなかったら、村で有効活用の手段はないのか、こういったことも含めて村全体を見苦しい村にたくない、そういう思いがあって条例を整備させていただいて、これから積極的にこの分野、これは過疎の進んでいる村はどこも抱えている課題であることは皆さん御存じのことと思います。どうしてもそういった状況が現実にありますので、これに対する対策をしっかりとるための条例という

御理解をいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 東白川村空家等の適正管理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号 東白川村空家等の適正管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（服田順次君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成27年3月9日、東白川村議会議長 服田順次様、議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出します。

記1. 会期中及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（服田順次君）

お諮りします。委員長から申し出があった事項について、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

本定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

平成27年第1回定例会を閉会します。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

定例会閉会ということで、一言御挨拶を申し上げます。

昨年就任して以来、9月に皆様方の一般質問の御意見とか、村長とか誰かに承ってきた御意見等を参考にしながら、職員に対して新政策についてこれだけのことは立案しろよというような指示を出しました。以来、ずっと検討を重ねてきて、やっと成案を見て予算を提案させていただきました。初めての作業でございまして、なかなかまだまだ満足いくものではなかったかなあとと思います。

しかし、大方の当初の思いを盛り込ませていただけたし、質疑を通じてたくさんの御意見をいただき、または要望といいますか御意見をいただいて、これをこれから運用の面で参考にしていけるという、大変実りのある議会であったと思っております。

総合戦略を立てる大事な年度でもありますし、人口ビジョンももちろんそうでございますし、第5次総合計画の最初と年であるという位置づけもあります。過疎を食い止め、消滅市町村にならないために、この村はどうあるべきかを真剣に考える27年度の幕あけ、スタートがきょうの議会で御決定をいただけたと思っております。

一生懸命、職員ともども汗を流してまいりますので、これからの御指導、また御意見等お教えいただけますよう心からお願いを申し上げます。閉会に当たりましての、また慎重なる御審議のお礼をさせていただきます。

どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。

○議長（服田順次君）

これで本日の会議を閉じます。

午後2時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員